

学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～を踏まえた

運動部活動再開ガイドライン

Revise - 5.0

(中学校)

令和2年11月12日

山梨県教育庁 保健体育課

はじめに

県教育委員会は、平成30年3月に、生徒にとってさらに望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、「やまなし運動部活動ガイドライン」を策定した。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、学校教育活動においては感染拡大防止が最重要課題となっていることから、県教育委員会は、運動部活動の意義や教育的効果を失うことなく、「新しい生活様式」に基づいた新たなスタイルを構築し、「やまなし運動部活動ガイドライン」の意義を補完する役割として、「運動部活動再開ガイドライン」を発出し、感染のリスクを可能な限り低減した上で安全な活動を持続していくための方針を示すこととした。

今後、各学校等においては新型コロナウイルス感染症が終息するまで本ガイドラインに則った活動をお願いする。

1 ガイドライン改訂について (Revise5.0)

- 運動活動再開ガイドライン Revise-4.0 (令和2年9月24日) においては「県内外における県外チームとの交流活動等」について考え方を示した。
- 今回は前回改訂した内容を引き続き踏襲した上で、新たに「県外における泊を伴う交流活動」の考え方を示すこととした。
- なお、今後の感染状況により、内容を見直すこともある。

2 改訂内容

県外における泊を伴う活動については、必要性や目的を明確にし、生徒・保護者等との共通理解を図った上で、その成果が十分得られると校長が判断する場合において、実施可能とする。

なお、本県及び当該都道府県において、県をまたぐ移動制限などの協力要請がなされている場合は不可とする。

- 県外における泊を伴う活動については、11月14日以降可能とする。
- 引き続き、県内における泊を伴う活動については、県外からのチームの宿泊は、やまなしグリーンゾーン認証施設の利用を推奨すること。なお、県内チームはやまなしグリーンゾーン認証施設を利用すること。
- 県外における泊を伴う活動については、「やまなしグリーンゾーン認証施設相当」の感染症対策を採っていると考えられる施設を利用することが望ましい。また、宿泊施設の利用に当たっては、宿泊施設が示すガイドライン等に則り宿泊すること。

なお、旅程中に感染者等が発生した場合の対応については、学校長と協議をし、保護者等に周知を行い、それに基づいて対応すること。

3 部活動実施における徹底事項

- 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること
- 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が活動状況を確認すること
- 生徒の健康・安全の確保のため、活動中はその場で必ず指導にあたること
- 準備、着替えなどを含め、3つの密の条件が重ならないように指導すること
- 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を必ず行うように指導すること
- 気温が高い日などは、熱中症に注意するよう指導すること
- 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不要に使い回しをしないよう指導すること
- 大会等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技はもとより、会場への移動や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること
- 練習試合や、合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること
- 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること

以上のほか、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 文部科学省 2020.9.3Ver.4」等で示している内容に留意すること

4 移動に伴うリスク管理について

バス等による移動については「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」で示されている内容を各学校の実態に合わせて運用すること。

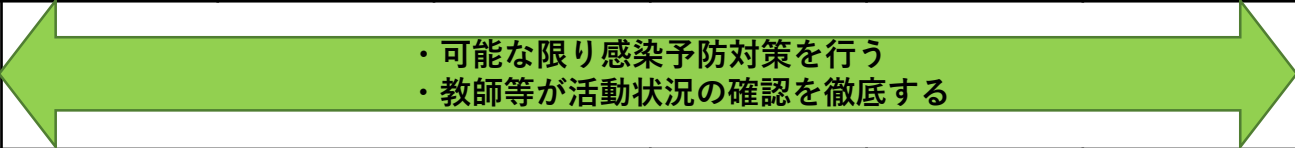

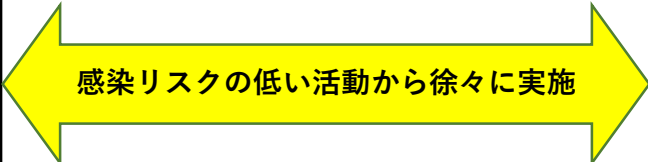
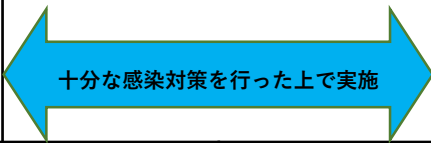
- スクールバス等を利用する場合の留意事項
 - ・スクールバス等の特性に配慮し、対応すること
 - ・乗車前に家庭及び会場等で検温し、発熱が認められる場合の乗車は避けること
 - ・定期的に窓を開け換気を行うこと
 - ・可能な範囲で運行方法等の工夫により、過密乗車を避けること
 - ・降車後は速やかに手を洗うこと
 - ・座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
 - ・ドアノブ、手すり等を利用前、利用後に消毒すること
 - ・大きな声での会話などは慎むこと

- 公共交通機関を利用する場合の留意事項
 - ・マスクを着用すること
 - ・降車後は速やかに手を洗うこと
 - ・顔をできるだけ触らないこと
 - ・可能な限り乗客が少ない時間帯に利用できるよう配慮すること
 - ・大きな声での会話などは慎むこと

- 途中休憩における留意事項
 - ・サービスエリア等において休憩する場合は、手洗い、手指消毒等の徹底及び、大きな声での会話などは慎むこと

5

地域の感染レベルを踏まえた部活動の段階的な進め方

	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	第5ステージ	第6ステージ
全レベル 共通事項	 <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染予防対策を行う ・教師等が活動状況の確認を徹底する 					
レベル3 地域相当	 個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間で活動					
レベル2 地域相当			 感染リスクの低い活動から徐々に実施			
レベル1 地域相当					 十分な感染対策を行った上で実施	
形態	個人練習 体力向上	グループ練習 (5～6名程度)	ゲーム形式練習	通常練習	通常練習	通常練習
範囲	校内のみ	校内のみ	原則校内のみ	近隣の学校	県内のみ	県内外
時間 及び 日数	・30分程度 ・平日のみ	・1時間程度 ・平日及び土日 のいずれか1日	・1時間半程度 ・平日及び土日 のいずれか1日	・「やまなし運動部活動ガイドライン」 に準ずる		
休養日	・平日1日 ・土日の両日	・「やまなし運動部活動ガイドライン」に準ずる				
留意事項	対人活動禁止	3対3程度までの活動	競技の特性等により 校外で活動すること可	練習試合等を実施する場合、感染状況を考慮するとともに、衛生管理などについて、当該校長同士で協議すること		

※ 地域の感染レベルについては県内の感染状況を踏まえ、必要に応じて通知する

※ 地域とは、生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する）が考えられる。

※ 各ステージの期間は1週間単位を想定しているが、各学校、地域の実情を考慮し、ステージの期間を延長することも考えられる。

※ 感染者等が発生し臨時休校等の対応を実施した学校は、部活動の段階的な進め方などについて県教育委員会と相談する。

【参考】

- 感染防止の配慮
 - 活動前・活動中
 - ・ 4月21日付教保体第241号「学校再開後の新型コロナウイルス感染症防止に留意した保健体育の授業等に関する留意事項」で示した「各運動種目における活動等の留意事項（含、運動部活動）」のうち【屋外で活動する種目】・【屋内で活動する種目】の例は第1ステージを想定している。
 - ・ 「屋外・屋内の活動に共通する事項」は、感染防止のため全てのステージを通じて留意することとし、着実な感染防止対策を徹底すること
 - ・ なお、【その他】において、マスクの着用について推奨すると示しているが、換気を適切に実施し、かつ、生徒等の間に十分な距離をとっている場合についてはこの限りではない。
 - 活動後
 - ・ 生徒が自主練習等で残ることがないように、活動終了後は速やかに下校させること
- 中央競技団体の感染防止対策の方針について
 - ・ ホームページ等で感染防止対策の方針が示されている場合があるので必ず確認すること
 - ・ 感染防止対策が示されている場合は、本ガイドラインとともに、それらの指示に従うこと
- 外部指導者の活用について
 - ・ 直接的な指導を生徒に行わない場合であっても、練習計画の作成等がある場合は指導実績として認める。